

○柏市指定居宅介護支援等事業人員運営基準等条例

平成26年12月22日
条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。)並びに法第81条第1項及び第2項の規定により、指定居宅介護支援等(指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援をいう。第4条において同じ。))の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第132条の3の2に定めるところによる。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第4条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準については、次条から第7条までに定めるもののほか、基準省令第1条の2から第31条まで(次に掲げる規定を除く。))に定めるところによる。

(1) 基準省令第29条第2項

(2) 基準省令第30条(基準省令第29条第2項)の準用に係る部分に限る。)

(令3条例11・一部改正)

(暴力団の排除)

第5条 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者(法人であるものに限る。))の役員及びその事業所を管理する者は、暴力団員等(柏市暴力団排除条例(平成24年柏市条例第4号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。次項において同じ。))であってはならない。

2 基準該当居宅介護支援の事業を行う者(法人であるものを除く。))及びその事業所を管理する者は、暴力団員等であってはならない。

(記録の整備)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号)に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第13条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 基準省令第13条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 基準省令第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 基準省令第13条第14号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 基準省令第13条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第16条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 基準省令第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 従業者の勤務の記録

(平27条例7・令6条例7・一部改正)

(基準該当居宅介護支援に係る記録の整備)

第7条 基準該当居宅介護支援の事業を行う者は、利用者に対する基準該当居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号)に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 基準省令第30条において準用する基準省令第13条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 基準省令第30条において準用する基準省令第13条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 基準省令第30条において準用する基準省令第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 基準省令第30条において準用する基準省令第13条第14号に規定するモニタリングの結果の記録

- (3) 基準省令第30条において準用する基準省令第13条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 基準省令第30条において準用する基準省令第16条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 基準省令第30条において準用する基準省令第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 基準省令第30条において準用する基準省令第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 従業者の勤務の記録
- (平27条例7・令6条例7・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(記録の整備に係る経過措置)
- 2 第6条(第2号及び第6号)に係る部分に限る。)及び第7条(第2号及び第6号)に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に保存する記録について適用し、同日前に保存された記録については、なお従前の例による。
(令3条例11・一部改正)
(管理者に係る経過措置)
- 3 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第4条の規定により適用する基準省令第3条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第4条の規定により適用する基準省令第3条第2項の規定にかかわらず、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。
(平30条例12・追加、令3条例11・一部改正)
(虐待の防止に係る経過措置)
- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第1条の2第5項及び第27条の2(基準省令第30条)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、基準省令第18条(基準省令第30条)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第18条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(令3条例11・追加)
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第19条の2(基準省令第30条)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第19条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(令3条例11・追加)
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 6 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第21条の2(基準省令第30条)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第21条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
(令3条例11・追加)
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 7 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第22条第3項(基準省令第30条)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(令6条例7・追加)

附 則(平成27年条例第7号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)に係る第2条の規定による改正後の柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の基準省令第5条第2項及び第5項、第7条第2項、第40条第3項並びに第42条第2項」とする。

第3条 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第3条の規定による改正後の柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例(以下「新介護予防サービス等基準条例」という。)第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の基準省令(以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第4条から第45条まで(当該旧介護予防サービス等基準第37条第2項及び第45条(当該旧介護予防サービス等基準第37条第2項の準用に係る部分に限る。))を除く。)」とする。

2 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第3条の規定による改正前の柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例(以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第2号から第5号まで及び第7条第2号から第5号までの規定中「基準省令」とあるのは、「平成27年改正省令附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準」とする。

第4条 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第5条第2項及び第6項並びに第7条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第2項	指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)	介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。))附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第4条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに
--------	--	---

		限る。以下「第1号訪問事業」という。)に係る指定事業者
	指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は第1号訪問事業
第5条第6項	指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める第1号訪問事業の
第5条第6項及び第7条第2項	指定訪問介護事業者 指定訪問介護の事業	第1号訪問事業に係る指定事業者 第1号訪問事業
第7条第2項	指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する	市町村の定める第1号訪問事業の

2 平成27年改正省令附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第41条第3項及び第43条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第41条第3項	基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「基準該当第1号訪問事業」という。)
	同項及び同条第2項に規定する	市町村の定める基準該当第1号訪問事業の
第43条第2項	基準該当訪問介護の事業	基準該当第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準第42条第1項に規定する	市町村の定める基準該当第1号訪問事業の

第5条 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第4条の規定による改正後の柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第5条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の基準省令第3条の4第2項」とする。

第6条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)に係る新指定居宅サービス等基準条例第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の基準省令第93条第1項第3号及び第8項、第95条第4項、第106条第1項第3号及び第7項並びに第108条第4項」とする。

第7条 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る新介護予防サービス等基準条例第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。）」とあるのは、「除く。）」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の基準省令(以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第8条から第14条まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第15条(当該旧介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第16条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第17条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第19条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第21条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第23条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第24条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第30条から第33条まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第34条第1項から第4項まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第34条第5項及び第6項(当該旧介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第34条の2(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第36条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第96条から第115条まで(当該旧介護予防サービス等基準第106条第2項及び第115条(当該旧介護予防サービス等基準第106条第2項の準用に係る部分に限る。)を除く。)、第179条、第180条第4項、第183条第1項並びに第184条」とする。

2 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る旧指定介護予防サービス等基準条例第13条及び第14条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第13条第2号から第4号までの規定中「基準省令」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準」と、同条第5号中「基準省令第107条において準用する基準省令第35条第2項」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第105条の2第2項」と、第14条第2号から第4号までの規定中「基準省令」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準」と、同条第5号中「基準省令第115条において準用する基準省令第35条第2項」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第115条において準用する平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第105条の2第2項」とする。

第8条 平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第97条第1項第3号及び第8項並びに第99条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第97条第1項 第3号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)	介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第96条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「第1号通所事業」という。))に係る指定事業者
	指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着	第1号通所事業

	型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の事業	
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	指定介護予防通所介護又は第1号通所事業
第97条第8項	指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する	市町村の定める第1号通所事業の
第97条第8項及び第99条第5項	指定通所介護事業者等 指定通所介護等の事業	第1号通所事業に係る指定事業者 第1号通所事業
第99条第5項	指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める第1号通所事業の

- 2 平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第112条第1項第3号及び第7項並びに第114条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1項第3号	基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業	介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「基準該当第1号通所事業」という。)
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	当該基準該当介護予防通所介護又は基準該当第1号通所事業
第112条第7項	指定居宅サービス等基準第106条第1項から第5項までに規定する	市町村の定める基準該当第1号通所事業の
第112条第7項及び第114条第4項	基準該当通所介護の事業	基準該当第1号通所事業
第114条第4項	指定居宅サービス等基準第108条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める基準該当第1号通所事業の

(平28条例21・一部改正)

第9条 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る新地域密着型サービス基準条例第5条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の基準省令第131条第13項」とする。

第10条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る新介護予防サービス等基準条例第4条の規定により適用する平成27年改正省令第5条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「新介護予防サービス等基準」という。)第260条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者(」とあるのは、「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な

確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。

- 2 新介護予防サービス等基準条例第4条の規定により適用する新介護予防サービス等基準第260条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合における同条の規定の適用については、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する同条第7項に規定する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

附 則(平成28年条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第7号抄)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。